随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（消防局分）（令和8年4月分）

別紙3

№.	担当課	問合せ先 （直通）	業務名	契約業者名	契約金額 （税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	通信指令課	238-6053	消防行政統合システム保守管理業務	株式会社日立製作所 関西支社	94,730,314	R8.4.1	本業務は消防行政統合システムを安定稼働させることを目的とする保守管理業務であり、当該目的を達成するためには、システムの障害監視や指令管制に必要なデータの更新、システムの詳細な設定や構成等、本システムに関する詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、設定漏れや誤処理により重大なシステム障害を発生させ、また、障害発生時には迅速な対応ができず、復旧に時間を要すると、119番通報を受付し消防隊や救急隊を選定して各隊あてに出動指令をかけることが困難となり、指令の遅れにより市民の安全にも重大な影響を及ぼすことになる。 以上により、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した当該業者以外に無いため、随意契約を行うものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）	1者随契	
2	通信指令課	238-6053	消防救急無線保守管理業務 （大阪狭山消防署ほか）	協和テクノロジィズ株式会社	8,879,200	R8.4.1	本業務は無線を安定稼働させることを目的とする保守管理業務であり、当該目的を達成するためには、定期点検の実施や障害発生時の即時対応など、本無線の詳細な設定内容（各無線機のコード管理）や構成（機器の管理や接続）等、本無線に関する詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠であり、当該システムを開発している者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、誤操作や誤処理により重大な障害を発生させ、また、障害発生時には迅速な対応ができず、復旧に時間を要すると、各隊あての出動指令が届かなくなることや本部と災害現場で活動している隊との円滑な情報の送受信ができなくなるなど、本市の消防行政に多大な影響を及ぼす恐れがあり、活動の遅れにより市民の安全にも重大な影響を及ぼすこととなる。 以上により、本業務を適正に履行できる者は、本無線を構築した協和テクノロジィズ株式会社以外に無いため、当該業者と随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
3	通信指令課	238-6053	消防救急無線保守管理業務	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	57,243,560	R8.4.1	本業務は消防救急無線（以下「無線」という。）を安定稼働させることを目的とする保守管理業務であり、当該目的を達成するためには、定期点検の実施や障害発生時の即時対応など、本無線の詳細な設定内容（各無線機のコード管理）や構成（機器の管理や接続）等、本無線に関する詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠であるため、本無線を構築した者以外による適正な履行は認めず、契約の目的及び性質が競争入札に適さない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、誤操作や誤処理により重大な障害を発生させ、また、障害発生時には迅速な対応ができず、復旧に時間を要すると、各隊あての出動指令が届かなくなることや本部と災害現場で活動している隊との円滑な情報の送受信ができなくなるなど、本市の消防行政に多大な影響を及ぼす恐れがあり、活動の遅れにより市民の安全にも重大な影響を及ぼすこととなる。 以上により、本業務を適正に履行できる者は、本無線を構築した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
4	通信指令課	238-6053	無線中継車保守業務	NECネッツエスアイ株式会社 関西パブリックソリューション営業本部	4,092,000	R8.4.1	本業務は、無線中継車に積載された消防救急デジタル無線装置や衛星通信装置等の適切な保守・点検を行うことを目的とするものであり、当該目的を達成しつつ装置全体の機能を損なわずに継続的かつ円滑に使用できるようにするためにはIDUや無線中継装置などの詳細な知識や技術が必須であり、当該車両に積載された装置を開発・構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の目的が競争入札に適さない。 他業者が本業務を履行した場合、総務省消防庁から緊急消防援助隊として出場要請を受けた場合、無線・衛星回線を利用した電話、FAX、デジタル映像送受信が運用できないと、消防本部及び総務省消防庁との被災状況等の情報共有が不可となるだけではなく、被災地での人命救助や消火活動に重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該車両に積載された装置の詳細な知識等を有する、装置の開発・構築した当該業者以外に無いため、随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	

5	通信指令課	238-6053	消防行政統合システム移設（高師浜出張所建替えに伴う仮拠点への設備機能構築対応）業務	株式会社日立製作所 関西支社	26,856,940	R8.4.1	本業務は、高石消防署高師浜出張所の建て替えに伴い、消防局が運用する消防行政統合システムにおける署所設備を仮拠点へ移設し、車両設定関係を含めた仮拠点での出張所としての設備機能を構築する業務である。 消防行政統合システムは、消防局の消防行政および緊急通報処理に不可欠な基幹システムであり、移設期間中においても継続的かつ安定して運用できる状態を確保しなければならない。移設作業については現出張所の機器・設定を短期間で移設するためにも効率的かつ確実に行い、仮拠点において消防署機能を発揮できるよう構築する必要がある。当該システムを継続的かつ円滑に使用可能としつつ、これらの業務等を実施するためには、当該システムに係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、影響範囲を誤認し必要な変更の設定漏れや不必要な設定変更により本業務の目的を達成しないばかりか稼働中の機能停止などの重大なシステム障害を発生させ、当局の消防行政に多大な影響を及ぼす恐れがあり、市民の安全にも重大な影響を及ぼすことになる。 以上により、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有し、当該システムの構築を行った株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
6	通信指令課	238-6053	消防行政統合システム改修（和泉市日勤救急隊増隊対応）業務	株式会社日立製作所 関西支社	11,676,830	R8.4.13	本業務は、和泉市消防本部管内にて増加している救急事案に対応すべく日勤救急隊を1隊増隊することに伴い、指令システム等の車両設定関係を含めた改修を行う業務である。改修業務はシステムに与える影響の範囲を詳細にとらえ、システム運用に必要な設定変更を行う必要があり、当該システムを継続的かつ円滑に使用しながら、これらの改修業務等を実施するためには、当該システムにかかる詳細な知識や技術が必須であるため、構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質および目的が競争入札に適さない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、影響範囲の誤認や必要な機能等の不備により、重大なシステム障害を発生させ、本市の消防行政に多大な影響を及ぼす恐れがあり、市民の安全にも重大な影響を及ぼすことになる。 以上により、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有し、当該システムの構築を行った株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
7	危険物保安課	238-6006	特定屋外タンク貯蔵所等審査委託業務	危険物保安技術協会	―	R8.4.1	消防法第１１条の３第１項（危険物保安技術協会）において、「市町村長等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる事項を危険物保安技術協会に委託することがきる。」と定められている。当該規定は、市町村長等自身が特定屋外タンク貯蔵所等の審査を行う、又は専門知識を有する当該協会に委託するかを選択する裁量が認められているものであり、当該協会以外の第三者機関に委託できるという意味ではない。 当該業務の目的を達成するためには、特定屋外タンク貯蔵所等の位置、構造及び設備の基準に係る審査に関する詳細な知識及び保安に係る検査技術が必要不可欠である。仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、位置、構造及び設備の基準に適合しない特定屋外タンク貯蔵所等による事故の発生危険が高まり、事故が発生すれば市民の安全に重大な影響を及ぼすことになる。 当該協会は昭和５２年より全国から委託を受け、特定屋外タンク貯蔵所等の審査及び保安検査を行っており、詳細な知識等を有している。本市自身が審査業務を行うのではなく当該協会に委託することで、特定屋外タンク貯蔵所等の安全性をより向上させることができ、市民の安全確保が図られる。 以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、当該審査業務の詳細な知識等を有する当該協会以外に無いため、随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第１６７条の2第1項第2号）	1者随契	単価契約 1,305,000円/許可申請に係る審査１件に対して　ほか
8	総合防災センター	363-2225	総合防災センターエレベーター設備保守点検業務	東芝エレベータ株式会社 関西支社	2,178,000	R8.4.1	当該エレベーターは総合防災センター内の防災啓発施設及び総合訓練棟で各１基運用しており、当該施設は地域住民への防災研修・教育を担うとともに、大規模災害時においては、全国からの緊急消防援助隊等の集結場所となり、消防局庁舎が被災した場合は代替機能、支援物資の配送機能等を持つ災害応急対策の拠点施設としての役割がある。 堺市内・外の自治会や学校園などから多数の来館者が見込まれる中で、体の不自由な来館者も含めすべての来館者がさまざまな防災体験で自由に館内を移動できるようにするためには、エレベーターの運行に支障をきたさないよう、システムにより24時間監視し、故障に対する未然の対策や異常発生時の緊急対応を行うことができる遠隔監視システムによる保守が必要である。また、災害時の拠点施設として、地震発生時には技術者の到着を待たずにシステム診断により迅速に復旧作業を行う自動復旧運転機能も必要である。 遠隔監視システム及び自動復旧運転機能による保守については、専用アンテナ及びシステムを使用して常時、機器の監視を行い、遠隔操作を行うことから、システムによるメンテナンス作業、遠隔操作でのプログラミング作業など高度な知識及び技術が必要となるため、当該エレベーターを製造した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適しない。 以上のことから、遠隔監視システムにより本業務を履行できる者は、当該エレベーターの製造・設置業者である東芝エレベータ株式会社以外にないため当該業者と随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	

9	総合防災センター	363-2225	総合防災センター安全監視装置保守点検業務	東テク株式会社 大阪支店	4,310,900	R8.4.1	当該装置については、実火災を再現したリアリティの高い環境をつくり訓練を行うための各訓練室の安全監視装置として導入しているものであり、実火等を使用した危険な訓練であるため、本装置による安定かつ円滑な稼働の保持は安全性の確保のため必要不可欠である。 本装置は、中央監視装置・空調自動制御装置・ガス安全監視装置の各機器を専用パソコンで監視し、各機器からの情報を集約し連動させることで、総合的な動作が確立できるよう、堺市総合防災センターの設計仕様に合わせ、当該業者が独自にデータの設定及び制御回路の構築を図り、システム構築したものである。そのため、当該装置の保守点検に当たっては、装置全体の構成やシステムのデータ設定を熟知している必要があり、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 仮に他業者が本業務を履行し、保守点検が適正に行われずシステム障害が発生した場合、訓練中の消防職団員や市民の命に直結する重大な事故につながる恐れがあることから、詳細な知識等を有しない者に委託することはできない。 東テク株式会社は、装置全体の構成やシステムのデータ設定などを熟知しており、システム障害発生時の手順や影響範囲の特定を即座に行える、専門的かつ高度な技術を有しており、保守点検業務を安全かつ確実に履行することが出来る唯一の業者であるため、当該業者と随意契約するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
10	総合防災センター	363-2225	総合防災センター災害体験装置保守点検業務	株式会社丹青社 関西支店	2,640,000	R8.4.1	総合防災センターに設置している災害体験装置は、実災害を再現したリアリティの高い体験を行うために導入しているものであり、本装置の安全性の確保を目的として保守点検を行うものである。 起震装置・映像音響機器は、本市で想定される地震の波形を組み込み、映像と起震装置をリンクさせて総合的な動作が確立できるよう、堺市総合防災センターの設計仕様に合わせたものである。また、煙体験装置についても、堺市総合防災センターの煙・暗闇体験室の設計仕様に合わせたものであり、これらは当該業者が独自にデータの設定及び制御回路の構築を図り、システム構築したものである。本市独自の設計仕様であるため、本装置の保守点検にあたっては一体的に実施しないと調整できず、装置全体の構成やシステムのデータ設定を熟知している必要があり、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に他業者が本業務を履行し、保守点検が適正に行われずシステム障害が発生した場合、センター利用者に直結する重大な事故につながる恐れがあることから、詳細な知識等を有しない者に委託することはできない。 当該業者は、装置全体の構成やシステムのデータ設定などを熟知しており、システム障害発生時の手順や影響範囲の特定を即座に行える、専門的かつ高度な技術を有しており、保守点検業務を安全かつ確実に履行することが出来る唯一の業者であるため、当該業者と随意契約するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	